

# ハラスメントの防止と

## 解決のために

私たち一人ひとりが相手の人格を尊重し、

思いやりのある行動をとることによって、

ハラスメントをなくすことができます。

一人ひとりの手で、ハラスメントのないキャンパスにしましょう。



静岡県立大学

# ハラスメントとは？

ハラスメントは、個人の人権を侵害する不当な行為であり、教育・研究のための環境を著しく損なう行為です。本学は、ハラスメントに対して厳しい姿勢で臨みます。

ハラスメントは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを総称したもので、その境界は必ずしも明確ではなく、複合したものもあります。

## ○セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

### ・セクハラとは、相手の意に反する性的性質の言動

セクハラは、身体的な接触だけではありません。一言によるもの（卑猥な冗談、性的なからかい、性的な中傷など）、視覚によるもの（視線を執拗に浴びせる、卑猥な写真を見せるなど）、通信によるもの（不快な手紙、電話、電子メールを頻繁に送るなど）も含まれます。

### ・つきまとい行為もセクハラ

いったん恋愛関係にあっても、一方が関係を解消したくなった場合などに、関係の継続などを求めて相手にしつこくつきまといたり、脅迫的な言動を行うと、セクハラになります。

### ・性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動も含まれます

性的指向や性自認について詮索したり、からかいやいじめの対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすることも含まれます。

### ・性別による役割分担の強要も含まれます

性別により役割分担を強要する言動（特定の性という理由でお茶くみや掃除を強要するなど）も含まれます。

### ・強制わいせつ等の性的暴力

強制わいせつなどの性的暴力（強姦、衣服の中に手を入れるなど）は、個人の人権を最も侵害するものの一つとして、決して許されません。

## ○アカデミック・ハラスメント（アカハラ）

指導教員等がその権力を用いて、不適切で不当な言動を行い、学生や教員に対して行う教育・研究上の嫌がらせ行為などを指します。

（例）・学生の能力や人格を否定するような発言をする。

- ・研究指導において合理的な理由なく一部の学生を不利に取り扱ったり、逆に有利に取り扱う。
- ・指導を求められても、正当な理由なく指導をしない。
- ・研究発表活動（論文、学会発表等）を不当に制限する。
- ・当然加わるべき研究チームから正当な理由なく排除する。

## ○パワー・ハラスメント（パワハラ）

教職員が職務上の権限を用いて、不適切で不当な言動を行い、他の教職員に対して行う職場における嫌がらせ行為などを指します。

（例）・仕事上の地位などを利用して人格を否定するような暴言を吐くこと。

- ・相手の存在を認めないような態度をとること。
- ・過度な仕事量を強要するなど、部下の健康を危険にさらすこと。

## ○妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

職場における教職員に対する妊娠、出産、育児休業・介護休業等の制度の利用に関する言動により当該教職員の執務環境が害されることを指します。

（例）・妊娠した教職員や、育児休業等を取得しようとする教職員に不利益取扱いを示唆すること。

- ・業務上の必要性（業務分担や安全配慮等）に基づかない制度の利用の阻害をすること。
- ・制度の利用をしたことに対し、繰り返し又は継続的に嫌がらせ等を行うこと。

## ○その他のハラスメント

人種、民族、国籍、身体的特徴等による差別、嫌がらせや、研究室の仲間や職場の同僚からのいじめなどの精神的虐待、飲酒を強要するなどのアルコールハラスメントなどがあります。

## ハラスメントをしないために

- 人権意識を持ちましょう。
- 自分では悪意がなくても、相手が嫌がっていることが分かったら、同じ言動は繰り返さないようにしましょう。
- 相手はいつも明確な意思表示ができるとは限りません。「嫌がっていない」などと自分勝手に思い込むのは大きな誤りです。
- 性に関する言動の受け止め方は、男女や個人によって異なります。相手の気持ちを思いはかることが大切です。
- お互いの人格を尊重し合いながら、気持ちよいコミュニケーションを図るよう心がけましょう。

## ハラスメントを受けたと思ったら

- 不快だと感じた場合には、相手にはっきりと意思表示することも大切です。ただし、表明しなかったことが、あなたの落ち度とされることはありません。
- 「いつ・どこで・誰から・どんなことをされたか」など、なるべく記録を残しましょう。
- 自分を責める必要はありません。一人で悩まないで、信頼できる人に相談したり、相談窓口を利用したりしてください。

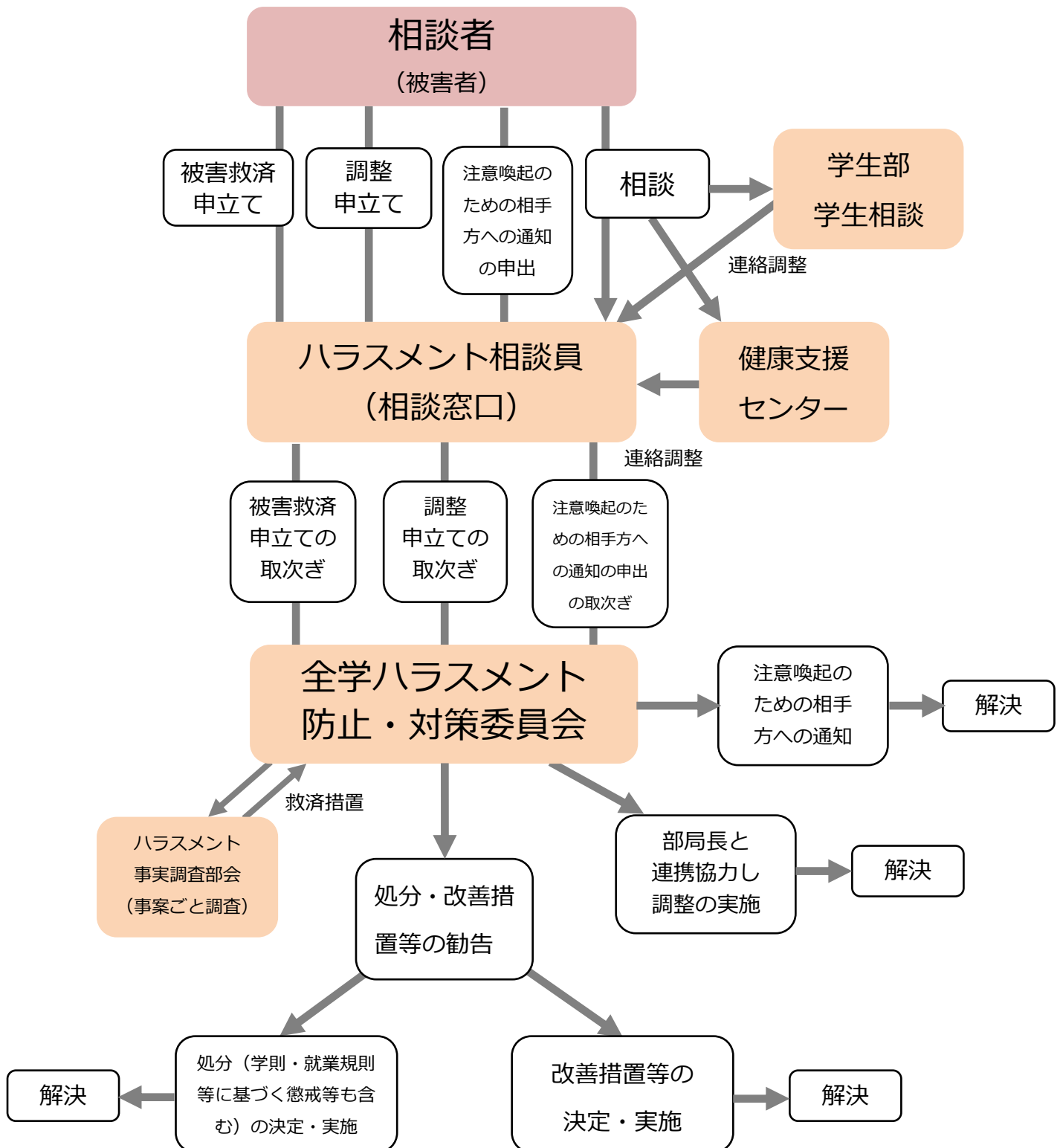
## ハラスメント相談窓口を利用してください

- ハラスメントを受けたと思ったら、ハラスメント相談窓口を利用してください。
- 相談窓口として、教職員のハラスメント相談員と学外者のハラスメント相談員を配置しています。
- プライバシーは厳守します。学生の方も教職員の方も相談できます。相談は匿名でもできます。
- 相談員のほか、学生部学生相談、健康支援センターのカウンセラー・看護師にも相談できます。
- ハラスメント相談窓口については、静岡県立大学ホームページ「Web 学生サービス支援システム」から「大学からのお知らせ」をご覧ください。

## 問題解決のために

- 「注意喚起」の通知  
被害者の希望により、ハラスメントの行為者（相手方）の注意を喚起するために、大学から相手方に通知してもらうことができます。
- 「調整」の申立て（3週間以内の解決を目指します）  
被害者の申し出により、大学（ハラスメント防止・対策委員会と部局長等が連携協力）が被害者と相手方双方の主張を公平な立場で調整し、問題解決のための必要な措置（例えば、指導教員、研究室、就業場所の変更など）を講じます。
- 「被害救済」の申立て（3ヶ月以内の事実調査終了を目指します）  
被害者の申し出により、大学に事実の調査と認定をしてもらい、被害の救済を求めることができます。被害の救済とは、行為者によるハラスメントの停止と被害への償い、大学による行為者の処分、被害者の修学、就労、教育又は研究上の環境の改善、などを含みます。

## ハラスメントに関する相談から解決への流れ



ハラスメント相談窓口については、静岡県立大学ホームページ「Web 学生サービス支援システム」から「大学からのお知らせ」をご覧ください。

相談者のプライバシーは必ず守られます。  
問題が解決したときは、相談者にお知らせします。